

本学会員でもある鍼灸師の準強制わいせつ容疑での逮捕について

2010年1月19日、横浜市の鍼灸師が準強制わいせつの疑いで逮捕されたとの報道がありました。この鍼灸師は、本学会の会員でかつ本学会認定の不妊カウンセラーでもあります。

現在は逮捕され、捜査が行われている状況です。本会としては、会員・認定不妊カウンセラーがこのような事件に係わったことを、強く遺憾に思います。また、この件に関してご不快な思いをした関係者の方々にお詫びします。

本学会は、「広く一般市民を対象に妊娠・出産や不妊に関する適切な情報提供活動を行い、また特に不妊で悩んでいる人々に対して、カップルが最適の不妊治療を選択することができるよう不妊カウンセリング・ケアの発展と普及を図ると共に、不妊カウンセリング・ケアに係わるさまざまな研究や実践を通して、この法人が定め公表する認定基準のもとに不妊カウンセラーや体外受精コーディネーターの養成講座の開催や認定を行い、もって国民の医療・福祉の向上に寄与することを目的」(定款3条)として設立されました。不妊カウンセラーの業務は本来、正確で分かりやすい情報提供と傾聴を通じた自律的な決定の支援です。わいせつと疑われるような行為がカウンセリングの中に組み込まれることは絶対にありません。

本学会にとって、この事件の真相を把握する手段はありません。しかし、本会としては捜査の推移をみながら、本件関係者には定款に基づいて厳正に対処する所存です。本学会や学会員の活動は、当然のことながら本件のようなことから全く無縁のものです。また、本学会会員、不妊カウンセラー、体外受精コーディネーターには、業務の性格上1対1の場面が多くなることを踏まえ、不当な行為をしないことは当然のことながら、その誤解もまねくことがないように、明確な線を引いて業務に臨むよう改めて注意を促すものです。

2010年2月16日

特定非営利活動法人 日本不妊カウンセリング学会 理事会